

第三者評価結果

事業所名：みらいく木月園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は、法人の事業部で統一した計画を作成しています。各系列園では、健康管理や安全対策、保護者支援、地域支援などの項目を園や地域の実態に応じて記載し、園としての全体的な計画を完成させています。全体的な計画は、児童福祉法や保育所保育指針の趣旨を捉えて作成しており、保育所の社会的責任として、子どもの人権尊重、説明責任、情報保護、苦情解決等について明記しているほか、養護にかかわるねらい及び保育内容と教育にかかわるねらい及び保育内容を記載しています。また、保育理念や保育方針に基づいて作成しており、子どもの発達過程を考慮して年齢別の保育目標を設定しています。四半期ごとに行う年間指導計画の振り返りを通して職員間で意見交換を行いながら、全体的な計画の見直しにつなげ、次年度の計画作成に生かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 園舎は、ヒノキや杉、アカシアなどの木材がをふんだんに使用されており、各保育室には木製の家具を配置して温かみのある空間となっています。職員は、こまめに温湿度を確認して、除湿や加湿、空調管理を適切に行っています。園内の各場所の清掃と寝具やおもちゃなどの消毒は、衛生管理マニュアルに沿って実施しています。パーティションを用いるなどして子どもがくつろいだり、気持ちを切り替えたりできるスペース作りを工夫しています。給食と午睡のエリアを分け、落ち着いた雰囲気の中で食事を取り、心地よくスムーズに眠りにつけるよう配慮しています。手洗い場やトイレは、常に清潔な状態を保てるよう、職員が交代で清掃と消毒を行い、滑り止めのマットや手すりを整備して安全面にも配慮しています。トイレには動物を描いた手作りのポスターを貼り、ズボンの着脱を自分でできるようベンチを置くなどして、子どもが行きやすくなるような工夫をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園では、子ども一人ひとりを観察する力が磨かれるよう、保育活動中の一場面に注目して子どもの様子を記述する「エピソード記録」を実践しています。エピソード記録は職員間で報告し合っ共有し、子どもへの理解を深めながら個人差を尊重して保育にあたるようにしています。0~2歳児の個別指導計画は、食具の使い方や朝のしたく、遊びへの集中力など、個々の状態や個人差を踏まえて計画を立案していることが読み取れる内容となっています。園内研修では、「マルチリトメント」について学び合い、おとなの言葉かけが子どもの脳に与える影響などを理解して、ゆったりとおだやかに肯定的な言葉かけを行うことを職員間で確認しています。こういった学びを深めていく中で、職員が意見を出し合っ「言葉かけ変換表」を作成し、同じ意味でも言い方を変えた言葉かけの実例や強制的な言葉かけをしないこと、ほかの子どもと比較しないことなどのポイントを記載して実践につなげています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園長は、日々の生活や活動の場面で、職員自らが子どもの見本となって行動することの大切さを職員に伝えています。そのうえで、子ども一人ひとりの発達に合わせて生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう、見守りながらさりげなく援助をしています。朝のしたくを自分でできるよう、かごなどを準備してスペースを確保したり、片付けの方法をイラストで知らせたり、やりたくなる気持ちが芽生えるよう環境整備を行っています。このように子どもの主体性を尊重したかわりと環境設定を大切にして保育を実践し、日々の生活の中で小さな成功体験を積み重ねながら、子どもの自信につなげています。年齢や発達に応じた運動量を考慮して活動内容を設定し、体を休めることや水分補給の大切さを伝えたり、病気を予防するために手洗いやうがいが必要なことを絵本などを用いて教えたり、基本的な生活習慣を身につけること大切さを子どもが理解できるよう配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 園では、アクティブラーニングの手法を取り入れて、子どもが自分で考えて遊びを選び、さらに遊びを展開していくことができるよう声かけや援助を行っています。各保育室には、コーナーを設定して遊び込める空間づくりを行い、おもちゃを手に取りやすいよう配置しています。天気の良い日は積極的に散歩に出かけ、公園でリレー遊びを楽しみ、室内でもマットや跳び箱を使って思い切り身体を動かして遊べるようにしています。3歳児クラスから二人で行う当番活動を取り入れて、友だちと協力して活動することを覚えていきます。木育の取り組みでは、公園で葉っぱを集めて色分けしながら並べて遊んだり、小枝を拾ってリース作りを行ったりしています。交通安全教室では警察官に交通ルールを教えてもらい、4、5歳児は近隣の園芸店に野菜の苗を買いに行くなど、地域の中で社会体験を積み重ねられるようにしています。子どもが自由に製作できるよう、さまざまな素材を準備したり、音楽に合わせて自由に体を動かす活動を取り入れたりしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児クラスの保育室は、ハイハイやつかまり立ちなど、子どもの月齢や発達段階に応じてスペース作りを工夫し、安全面に配慮して家具を配置しています。入園後しばらくは、できるだけ同じ職員がかかわりを持ち、子どもが安心できる環境の中で愛着関係を築けるようにしています。0歳児でもおとなの話す声や言葉をしっかり聞いていることを常に意識して保育にあたることを職員間で確認し合っています。散歩の道中、咲いている花を見つけた様子をとらえて「きれいだね」と声をかけるなど、子どもの発見を大切に应答的なかわりを心がけています。公園で砂場遊びを楽しんだり、テラスで人工芝に触れて遊んだり、小麦粘土や寒天、片栗粉などの素材には、戸惑いながらも自分から触れてみるなど、子どもが興味と関心を持って遊べるようにしています。保育士は、看護師、栄養士と連携を図って、一人ひとりの発達状況を共有し、保護者の意向も確認しながら0歳児に必要な保育を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 1歳児クラスでは、繰り返しのフレーズを用いた絵本の読み聞かせで言葉遊びを楽しむほか、少人数のグループを作って園内探索に出かけ、3～5歳児の保育室に遊びに行きテラスで栽培している野菜を見せてもらうなどしています。職員は、いっしょに遊びながらかわりを持ち、子どもの自由な発想を引き出せるようにしています。2歳児クラスでは、ハイスコープカリキュラム(幼児教育プログラム)を導入し、日々の生活や遊びの中で自分で考えて言葉を出せるよう、職員が問いかけの方法を工夫するなどしています。友だちとのかわりの場面では、言葉のやり取りを伝えるだけでなく、相手の気持ちや自分でどうしたらよいかなどを考えることができるよう言葉かけを行っています。1、2歳児とも、食育活動で栄養士の話や看護師や園長など、保育士以外のおとなのかわりを持つようになっています。保護者とは登降園時や連絡帳で子どもの様子を共有し、トイレトレーニングなど相談しながら進めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3～5歳児クラスでは、クラスごとで行う活動のほか、3つの縦割りグループを作って活動する「縦割り保育」を導入しています。栽培活動では、栽培する野菜をグループごとに話し合って決め、生長していく様子をいっしょに観察し、製作活動では、色や形を相談しながら、絵の具で手形を押してこいのぼりを製作するなどしています。グループの中で、年上の子どもがリーダー役となって年下の子どもを思いやり、年下の子どもは、年上の子どもの頼もしさに憧れを抱いたり、いっしょに活動する中でさまざまな経験を積み重ねています。運動会では、日ごろの縦割り保育の活動を生かして、3グループでリレーを行っています。走る順番を自分たちで相談して決めて、応援し合ったり、互いの頑張りを認め合ったりしています。子どもたちの成長の様子や取り組んできた協同的な活動については、行事を通して保護者に見てもらっているほか、川崎市のホームページ上で子どもたちの作った作品を紹介するなどして、地域に向けて発信しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園には、エレベーターやスロープ、階段やトイレの手すり、みんなのトイレを設置し、玄関などは段差がなく、障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備しています。障がいのある子どもの状況に配慮した個別の支援計画はクラスの指導計画と連動させて作成し、日々の子どもの様子を個別日誌に記録しています。職員は、子どもの様子を見ながらみんなといっしょに活動できるように配慮しています。保護者とは、適宜面談を実施して意向を確認し、園が行っている保育の工夫点を伝えるなどして子どもの育ちを共有しています。必要に応じて、川崎市中央療育センターからアドバイスを受け、発達相談支援コーディネーターの資格を持つ職員を中心に月一回ケース会議を実施しています。職員は障がいをもった子どもの保育に関する外部研修に参加しているほか、発達支援の取り組みについて情報を収集するため、系列園に実地研修に行くなどしています。研修内容は報告書や園内研修で共有し、必要な知識を深められるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子ども一人ひとりの在園時間を考慮して、一日の生活リズムを大切に、クラスの指導計画や個別の指導計画、日案などを作成しています。18時以降は安全面に配慮して全クラス合同で過ごし、一人ひとりの降園時間に応じて補食や夕食の提供を行っています。職員は、抱っこや触れ合い遊びなどでスキンシップを多くとり、子どもの不安や甘えを受け止めるよう対応しています。部屋が替わるので好きなおもちゃを用意したり、ゆったりと過ごせるよう横になれるスペースを確保するなどして環境設定に配慮しています。クラスごとの受け入れ表には、個別の様子や伝達事項などを記録し、降園時の担当職員に引き継ぎを行っているほか、昼礼での申し送りや事務室に常備している伝達ノートでも情報を共有し、保護者に伝え漏れが無いよう努めています。クラス担任の職員が保護者と直接会えるよう、シフトを調整したり、必要に応じて電話連絡をするなどして保護者と連携できるように配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画と5歳児クラスの指導計画に、小学校との連携や就学に関連する事項を記載し、計画に基づいて保育を実践しています。コロナ禍のため、小学校との交流や近隣の年長児交流は実施が難しい状況ですが、小学校まで散歩に出かけて通学路を歩いたり、中原区が作成している小学校紹介のパンフレットをみんなで見たりするなど、子どもたちが就学後の生活について見通しが持てるようにしています。年度の後半時期に行う個人面談では、就学に向けた配慮事項などを確認し、相談に応じるなどして保護者の安心につなげています。また、快適な小学校生活を送れるよう園と家庭で協力し合って、「受援力(助けてと言える力)」を育てていくことなどを保護者懇談会やクラス便りで伝えています。中原区の幼保小連携連絡会で年長クラスの担当者と小学校教員で意見交換や勉強会を実施し、就学に向けて連携を図っています。保育所児童保育要録は、担任が作成後、園長が最終確認を行って就学先の小学校へ郵送しています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>川崎市の健康管理マニュアルには、登園時及び保育中の健康観察方法などが明記されています。園の保健計画には、年間目標と4半期ごとの目標のほか、活動内容や留意点などを記載して4半期ごとに評価を行っています。日々の健康観察はマニュアルに沿って行い、各クラスの受け入れ表に個別の健康状態を記載して園内連絡用アプリで情報を共有しています。保育中の体調悪化やけがの際は、保護者に電話連絡をし、お迎え時に詳細を説明して翌日体調確認を行っています。入園時に提出してもらった健康状態記録表を毎年4月と10月に保護者に戻し、予防接種状況など新しい情報を記入してもらっています。保健便りは、毎月連絡用アプリで配信し、園の取り組みなどを伝えています。園内研修では、看護師の指導のもと、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防対策について学んでおり、チェック表を用いて午睡時の確認を実施しています。保護者へは、乳幼児突然死症候群(SIDS)の啓発ポスターを掲示して情報提供を行っています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>健康診断は、原則、0歳児クラスは毎月、1～5歳児クラスは2か月に1回実施し、歯科健診は全クラスとも、年に1回実施しています。健康診断と歯科健診の結果は、それぞれ、健康状態記録表と歯科健康診断記録表に記載して、個別にファイリングし、適切に保管して必要な時に職員が確認できるようにしています。保護者へは、所定の書式で健康診断と歯科健診の結果を伝えており、保護者の質問や相談を受け付けて嘱託医のアドバイスなどをフィードバックしています。健康診断で、喘息症状の子どもが複数いたため、喘息の症状や配慮事項などについて、看護師の指導による勉強会を実施して知識を深め、個別指導計画に反映させて、保育の実施につなげています。子どもへの保健指導では、歯に凹凸があることを鏡を用いて子どもたちに伝え、手洗いチェッカーを用いて洗えていない場所を子どもが確認できるようにするなど、看護師を中心に子どもにわかりやすく指導を行っています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもへの対応は、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」と川崎市のガイドライン、園のマニュアルに基づいて、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。また、主治医意見書による医師の指示にしたがって対応を行っています。食物アレルギーのある子どもの場合は、半年に一度、保護者と担任、園長、看護師、栄養士が面談を実施して子どもの状況を共有しています。食事の提供は、チェック表を用いて園長、保育士、栄養士で声出し確認を行い、トレイや食器の色を変え、食札を置いて一番先に配膳を行っています。園内研修では、緊急時フローチャートを用いて事故発生時の対応方法を確認し合っています。入園のしおりに食物アレルギーの対応について記載し保護者に説明しています。4、5歳児クラスでは、「アレルギーって何？」をテーマに子どもにわかりやすく看護師が話をしており、こうした取り組みは連絡用アプリで配信し、保護者に伝えています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>食育計画には、クラスごとに年間目標を設定し、年齢に応じたさまざまな食育活動を組み入れています。季節の野菜など食材に直接触れたり、栄養士から夏野菜についてクイズ形式で話を聞いたり、箸の使い方など食事のマナーを教わるなどしています。遊びと食事のスペースを分けて、準備ができた子どもから食事を始め、自分で気持ちの切り替えができるようにしています。苦手な食材が少しでも食べることができたら、褒めるなどして子どもの自信につながるよう援助しています。食器はリサイクル可能な強化磁器を使用し、年齢や発達に応じて形状や重さなどを調整しています。職員は子どもの個人差に応じて食べる量を減らし、3歳以上児は自分で食べられる量を伝えています。給食便りには、給食で提供している野菜の産地や生産者の紹介を掲載し、献立表とともに毎月連絡用アプリで配信しています。昼食の給食サンプルの写真も毎日連絡用アプリで配信し、夕方の補食と夕食は園の玄関に写真を掲示しています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの未食チェックを行い、発達状態に合わせた献立作成と調理の工夫を行っています。離乳食は、そしゃくや食べ進みの様子などを栄養士と保育士が共有し、個別の状況に合わせて対応しています。契約農家の野菜を利用するなど、子どもがおいしく安心して食べることができる食材選びを行っています。栄養士は各クラスの食事の様子を見て回り、日常的に保育士と情報交換を行って子どもの好き嫌いなどを把握しています。保育士は、日々の喫食状況報告書を記載して毎月の給食会議で栄養士に報告し、献立作成や調理法に生かせるようにしています。四季折々の行事にちなんだ行事食を取り入れ、旬の食材を多く使って季節感のある献立作りを心がけています。クリスマスの時は、栄養士が各国のクリスマス料理の話をするなどして、子どもたちが行事食をより楽しめるよう工夫しています。給食衛生管理マニュアルを整備し、給食室内の清掃、消毒や食材の管理を適切に実施しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>0~2歳児クラスは、連絡帳でのやり取りを毎日行っています。3~5歳児クラスは、月に一度、個々の様子をまとめ、連絡ノートに貼付して保護者に伝えています。日々の活動の様子は写真も用いて玄関に掲示し、降園時に保護者が確認できるようにしています。園便りは、園の保育の方向性や一つ一つの活動に対する思いが伝わるよう、園長が作成を担当しています。クラス便りには、クラスごとのその月のねらいと子どもの成長の様子が伝わるように活動内容を掲載しています。連絡帳や園便り、クラス便りは連絡用アプリを活用しており、今回の利用者調査では、連絡用アプリの運用に対して評価の高い意見が多くありました。保護者懇談会は年に2回実施し、オンラインでの開催も行って、社長がハイスコープカリキュラム（幼児教育プログラム）について説明するなどしています。保育参加は、5月から1月の期間で実施し、1クラス、一日一組で受け入れて普段の園生活の様子を見てもらっています。個人面談は年に1回実施して、面談記録に記載しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長はじめ職員は、登降園時など、日々のコミュニケーションの中で、保護者の思いに寄り添って、傾聴する姿勢を大切に対応することを心がけています。クラス便りに「気になることがあれば、いつでも遠慮なくお声かけください」と記載し、保護者が話しやすい雰囲気づくりに配慮して、保護者との信頼関係を築けるようにしています。保護者より相談を受け付けた際は、就業状況などに応じて日時を設定して対応しています。相談を受け付けた職員が適切に対応できるよう、園長や主任がアドバイスを行うなどしており、必要に応じて、園長や主任も同席し複数での対応を行っています。相談内容によっては、看護師や栄養士なども同席し、専門的な立場からアドバイスを行うなどしています。相談の内容やどのように対応したかなどは、担当した職員が記録を行い、必要な職員で情報を共有して継続的なフォローができるよう体制を整えています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待防止マニュアルを整備しています。園内研修では、マニュアルとともに川崎市の児童虐待対応ハンドブックの読み合わせを行って、虐待の定義や種類、要因、早期発見ポイント、発生時の対応方法などを職員間で確認し合い、家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見や早期対応を適切に実行できるよう努めています。職員は、登園時や保育中の着替えの際に子どもの身体の状況を注意深く確認しているほか、子どもの言動や同じ洋服を着続けているかなどもチェックしています。また、保護者との日々の会話の中で家庭の様子を聞くなどして虐待等権利侵害の兆候を見逃さないようにしています。虐待等権利侵害の可能性があると思われた場合は、マニュアルや対応方法のフローチャートに沿って全体周知を行い、対策を検討する体制となっています。必要に応じて、中原区地域みまもり支援センター児童家庭課などの関係機関と連携を図っています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>各クラスの指導計画の振り返りは、保育日誌やクラスごとの話し合いを通して行っており、評価にあたっては、結果にとらわれず子どもの心の育ちや取り組む過程に配慮しています。職員個々の自己評価は9月と3月に実施し、その結果を踏まえて園の自己評価を3月に行っています。園では、前年度、1年間の期間で公開保育を実施しています。月に一度、専門家に全クラスで保育の様子を見てもらい、助言を受け、職員間で振り返りを行って互いの気づきを伝え合い、次の展開につなげるよう取り組みました。これらの指導計画の振り返りや職員個々の自己評価、公開保育での振り返りを通して、改善点を抽出しています。保育実践の振り返りを担任のみの評価にならないよう副担任を各クラスに配置し、ドキュメンテーションやエピソード記録を取り入れて、より細やかに子どもを観察して振り返りにつなげ、さらに質の高い保育を目ざせるよう、園長はじめ職員全体で取り組みを行っています。</p>	